第70期

定時株主総会
招集ご通知

日時

平成28年6月23日（木曜日）午前10時
（受付開始予定：午前9時）

場所

東京都中央区日本橋茅場町一丁目５番８号
東京証券会館８階ホール
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

FUDO TETRA

目次

- 第70期定時株主総会招集ご通知 …… 1
- 株主総会参考書類 …… 5
  - 第１号議案　剰余金の処分の件
  - 第２号議案　定款一部変更の件
  - 第３号議案　監査等委員でない取締役５名選任の件
  - 第４号議案　監査等委員である取締役４名選任の件
  - 第５号議案　監査等委員でない取締役の報酬等の額決定の件
  - 第６号議案　監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件
  - 第７号議案　取締役に対する業績連動型株式報酬等の額および内容決定の件

（添付書類）
- 事業報告 …… 25
- 連結計算書類 …… 44
- 計算書類 …… 47
- 監査報告書 …… 51

（ご参考）
- 株主総会参考書類の補足説明 …… 55

株式会社 不動テトラ

証券コード：1813

(証券コード 1813)
平成28年６月３日

株 主 各 位

東京都中央区日本橋小網町７番２号
株式会社不動テトラ
代表取締役社長 竹 原 有 二

第70期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第70期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご案内申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討のうえ、平成28年６月22日（水曜日）午後５時30分までに議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

１．日　　時　**平成28年６月23日（木曜日）午前10時　（受付開始予定 午前９時）**
２．場　　所　**東京都中央区日本橋茅場町一丁目５番８号**
東京証券会館 ８階 ホール
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
３．目的事項
報 告 事 項　１．第70期（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第70期（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）計算書類の内容報告の件
決 議 事 項
第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　定款一部変更の件
第３号議案　監査等委員でない取締役５名選任の件
第４号議案　監査等委員である取締役４名選任の件
第５号議案　監査等委員でない取締役の報酬等の額決定の件
第６号議案　監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件
第７号議案　取締役に対する業績連動型株式報酬等の額および内容決定の件

以 上

●法令および当社定款第16条の規定に基づき、「連結計算書類の連結注記表」および「計算書類の個別注記表」につきましては、当社ホームページ（http://www.fudotetra.co.jp/ir/ir-meeting-description.html）に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の添付書類に記載しております連結計算書類および計算書類は、監査報告を作成するに際し、監査役および会計監査人が監査した連結計算書類および計算書類の一部であります。
●株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、当社ホームページ（http://www.fudotetra.co.jp/）に掲載させていただきます。
●議決権行使書面とインターネット等で重複して議決権行使された場合は、インターネット等による議決権行使の内容を有効としてお取り扱いいたします。
●インターネット等により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効としてお取り扱いいたします。

議決権行使方法についてのご案内

株主総会への出席



同封の議決権行使書用紙を
ご持参いただき、
会場受付にご提出ください。

株主総会開催日時
平成28年6月23日(木)午前10時

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。また、資源節約のため、この「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申しあげます。

郵　送



同封の議決権行使書用紙に
各議案に対する賛否を
ご記入いただきご返送ください。

行使期限
平成28年6月22日(水)
午後5時30分到着分まで

インターネット等



当社指定の議決権行使サイト
にて各議案に対する賛否を
ご入力ください。

行使期限
平成28年6月22日(水)
午後5時30分受付分まで

詳細はP3-4をご参照ください。

インターネット等により議決権を行使される場合のお手続きについて

インターネット等による議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話（ｉモード、EZweb、Yahoo!ケータイ）*から、当社の指定する議決権行使サイト（http://www.evote.jp/）にアクセスしていただくことによってのみ実施可能です。バーコード読取機能付携帯電話をご利用される方は左記のQRコードをご利用いただくと便利です。（ただし、毎日午前２時から午前５時まではお取り扱いを休止します。）

＊「ｉモード」は㈱NTTドコモ、「EZweb」はKDDI㈱、「Yahoo!」は米国Yahoo!Inc.の商標または登録商標です。

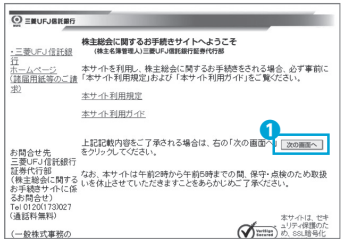
当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネット等による議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

QRコードは、㈱デンソーウェーブの登録商標です。

（パソコンの場合）

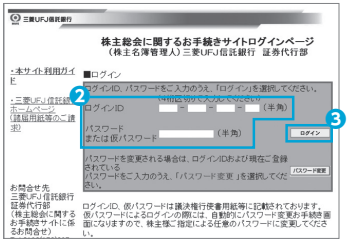
議決権行使サイト（http://www.evote.jp/）にて、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

1 議決権行使サイトへアクセスする



❶「次の画面へ」をクリック

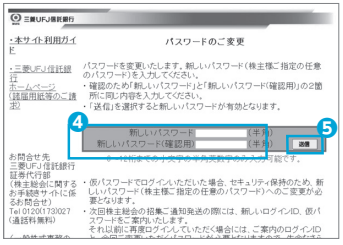
2 ログインする



❷ お手元の議決権行使書用紙の右下に記載された「ログインID」および「仮パスワード」を入力

❸「ログイン」をクリック

3 パスワードを登録する



❹ 新しいパスワードを「新しいパスワード入力欄」と「新しいパスワード（確認用）入力欄」の両方に入力。パスワードはお忘れにならないようご注意願います。

❺「送信」をクリック

4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください

パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット等の接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット等の利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。

携帯電話による議決権行使は、ｉモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、TLS暗号化通信および携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。

インターネット等による議決権行使は、**平成28年６月22日（水曜日）午後５時30分まで**受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたら下記のヘルプデスクへお問い合わせください。

ご注意事項

●複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

（1）郵送とインターネット等により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使の内容を有効としてお取り扱いいたします。

（2）インターネット等により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効としてお取り扱いいたします。また、パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、同様に最後に行使された内容を有効としてお取り扱いいたします。

●株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いさせていただきます。

●株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。

●議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。また、携帯電話をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

インターネット等による議決権行使に関するお問い合わせ（ヘルプデスク）

三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社 証券代行部

0120-173-027（通話料無料）

受付時間 午前９時から午後９時まで

<議決権電子行使プラットフォームについて>

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、株式会社ＩＣＪが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームをご利用いただけます。

以　上

議案および参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元と経営基盤の強化を重要な経営課題と位置づけ、安定的に配当を継続することを基本方針としており、剰余金の配当につきましては、財務および業績の状況等を総合的に勘案し、決定することとしております。

また、当社は、平成27年５月11日公表の「中期経営計画（2015～2017年度)」において「連結配当性向25%以上」を株主の皆様への還元目標とし、これを経営目標として定めております。

このような方針および目標のもと、第70期の期末配当金につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

なお、これをご承認いただくと連結配当性向は32.8%となります。

● 期末配当に関する事項

（１）配当財産の種類

金銭

（２）株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式１株につき金４円

配当総額　　657,923,184円

（３）剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年６月24日

第２号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

（１）「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）により、新たに監査等委員会設置会社の制度が創設されました。

当社は、コーポレートガバナンスの一層の強化を図り、さらなる当社グループの企業価値の向上を目指すため、監査等委員会設置会社へ移行したいと存じます。

これに伴い、監査等委員会設置会社に移行するために、監査等委員や監査等委員会に係る規定の追加、取締役や取締役会に係る規定の変更、取締役会決議を要件とした重要な業務執行決定の取締役への委任に係る規定の追加、および監査役や監査役会に係る規定の削除等必要な変更を行うものであります。

（変更案第４条、第19条、第20条、第21条、第22条、第26条、第28条、第30条、第31条、第32条、第35条、および変更案第５章の標題。現行定款の第29条、第30条、第31条、第35条、および第36条は削除）

（２）現行定款において取締役の任期を選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとしており、補欠または増員により選任された取締役の任期を他の現任取締役の任期に合わせることは不要であるところ、変更案における取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期も１年と同様であるため、任期を調整する規定を削除するものであります。（変更案第21条）

（３）会社法第368条第２項に規定されている、取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく取締役会を開催することができる旨を追加し、明記するものであります。（変更案第24条）

（４）「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）により、責任限定契約を、社外取締役だけではなく業務執行をしない取締役との間においても締結することが可能となったことに伴い、当該契約の対象者を「取締役（会社法第２条第15号イに定める業務執行取締役等であるものを除く。）」に変更するものであります。（変更案第29条）

なお、本変更を議案として株主総会に提出することにつきましては、あらかじめ各監査役の同意を得ております。

また、監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査役の責任免除に係る規定（現行定款第36条）を削除することから、当該規定の削除後も現行の監査役の責任免除および責任限定契約の規定が有効である旨の附則を置くものです。（変更案附則第１条）

（５）その他、条文の新設・削除に伴い、条数の整備を行うとともに、項番号の新設・削除を行うものであります。

なお、本議案における定款変更については、本総会終結の時をもって効力が生ずるものとします。

2．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部は変更部分を示しております。）

現行定款	変　更　案
第１章　　総　　則	第１章　　総　　則
第１条～第３条（条文省略）	第１条～第３条（現行どおり）
（機　関） 第４条　当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 （１）取締役会 （２）監査役 （３）監査役会 （４）会計監査人	（機　関） 第４条　当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 （１）取締役会 （２）監査等委員会 （削　除） （３）会計監査人
第５条（条文省略）	第５条（現行どおり）
第２章　　株　　式	第２章　　株　　式
第６条～第12条（条文省略）	第６条～第12条（現行どおり）
第３章　　株主総会	第３章　　株主総会
第13条～第18条（条文省略）	第13条～第18条（現行どおり）
第４章　　取締役および取締役会	第４章　　取締役および取締役会
（取締役の員数） 第19条　当会社の取締役は、15名以内とする。	（取締役の員数） 第19条　当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、９名以内とする。 ２．　当会社の監査等委員である取締役は、６名以内とする。
（新　設）	

現行定款	変　更　案
（取締役の選任） 第20条　取締役は、株主総会において選任する。 2．～3．（条文省略）	（取締役の選任） 第20条　取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して、株主総会において選任する。 2．～3．（現行どおり）
（取締役の任期） 第21条　取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 2．　補欠または増員により選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了する時までとする。 （新　設） （新　設）	（取締役の任期） 第21条　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 （削　除） 2．　監査等委員である取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 3．　任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
（代表取締役等） 第22条　取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。 2．　取締役会は、その決議によって取締役会長１名、取締役社長１名を選定することができる。 3．（条文省略） 第23条（条文省略）	（代表取締役等） 第22条　取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から、代表取締役を選定する。 2．　取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から、取締役会長１名、取締役社長１名を選定することができる。 3．（現行どおり） 第23条（現行どおり）

現行定款	変　更　案
（取締役会の招集通知） 第24条　取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し会日の３日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。	（取締役会の招集通知） 第24条　取締役会の招集通知は、各取締役に対し会日の３日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
（新　設）	２．　取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。
第25条（条文省略）	第25条（現行どおり）
（新　設）	（重要な業務執行の決定の委任） 第26条　当会社は、会社法第399条の13第６項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第５項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。
第26条　（条文省略）	第27条　（現行どおり）
（取締役の報酬等） 第27条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。	（取締役の報酬等） 第28条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して、株主総会の決議によって定める。

現行定款	変　更　案
（取締役の責任免除） 第28条　（条文省略） ２．　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。	（取締役の責任免除） 第29条　（現行どおり） ２．　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、取締役（会社法第２条第15号イに定める業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。
第５章　　監査役および監査役会	第５章　　監査等委員会
（監査役の員数） 第29条　当会社の監査役は、３名以上とする。	（削　除）
（監査役の選任） 第30条　監査役は、株主総会において選任する。 ２．　監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	（削　除）
（監査役の任期） 第31条　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 ２．　任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。	（削　除）
（常勤の監査役） 第32条　監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。	（常勤の監査等委員） 第30条　監査等委員会は、その決議によって、監査等委員の中から、常勤の監査等委員を選定することができる。

現行定款	変　更　案
（監査役会の招集通知） 第33条　監査役会の招集通知は、各監査役に対し会日の３日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。	（監査等委員会の招集通知） 第31条　監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し会日の３日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
（新　設）	２．　監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。
（監査役会規程） 第34条　監査役会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、監査役会で定める監査役会規程による。	（監査等委員会規程） 第32条　監査等委員会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、監査等委員会で定める監査等委員会規程による。
（監査役の報酬等） 第35条　監査役の報酬等は、株主総会決議によって定める。	（削　除）
（監査役の責任免除） 第36条　当会社は、会社法第426条第１項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 ２．　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。	（削　除）
第６章　　会計監査人	第６章　　会計監査人
第37条～第38条（条文省略）	第33条～第34条（現行どおり）

現行定款	変　更　案
（会計監査人の報酬等） 第39条　会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。 第７章　　計　　算 第40条～第43条（条文省略） （新　設）	（会計監査人の報酬等） 第35条　会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。 第７章　　計　　算 第36条～第39条（現行どおり） 附　　則 （監査役の責任免除に関する経過措置） 第１条　平成28年３月31日に終了する事業年度に関する定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第１項に定める監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任の取締役会の決議による免除については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第36条第１項の定めによる。 ２．　平成28年３月31日に終了する事業年度に関する定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第１項に定める社外監査役（社外監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第36条第２項の定めによる。

第３号議案　監査等委員でない取締役５名選任の件

当社は、第２号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、本総会の終結の時をもって、監査等委員会設置会社に移行いたします。現在の取締役全員（６名）は本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役とは区別して、監査等委員でない取締役５名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案は、監査等委員会を置く旨の定款変更（第２号議案）の効力が生じた時をもって効力を生ずるものといたします。

監査等委員でない取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職状況	所有する当社株式の数
1	竹原（たけはら）　有二（ゆうじ） (昭和25年７月31日生) 再任	昭和48年３月　当社入社 平成15年５月　当社ジオ・エンジニアリング事業本部副本部長 平成15年６月　当社執行役員 平成16年４月　当社代表取締役、執行役員副社長、ジオ・エンジニアリング事業本部長 平成18年３月　当社土木事業本部長 平成18年６月　当社取締役 平成21年６月　当社内部統制担当 兼 技術開発担当 兼 安全環境本部管掌 平成22年６月　当社代表取締役社長（現任）、建設本部長 【監査等委員でない取締役候補者とした理由】 ジオ・エンジニアリング事業（現：地盤事業）本部長、土木事業本部長などを歴任し、その豊富な経験と専門的な知見を有し、当社の業務全般を熟知していること、および代表取締役社長として経営の指揮を執り、取締役会の議長として、取締役会を適正に運営してきたこと等から引き続き取締役候補者といたしました。	97,644株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職状況	所有する当社株式の数
2	奥田 眞也 (昭和30年１月９日生) 再任	昭和55年３月　当社入社 平成19年10月　当社東京本店副本店長 兼 第一営業部長 平成20年６月　当社執行役員 平成21年５月　当社建設本部地盤事業部長 平成22年６月　当社常務執行役員 平成23年４月　当社地盤事業本部長（現任） 平成23年６月　当社取締役 平成27年６月　当社代表取締役（現任） 当社執行役員副社長（現任） 【監査等委員でない取締役候補者とした理由】 東京本店副本店長、地盤事業本部長などを歴任し、その豊富な経験と専門的な知見を有し、当社の業務全般を熟知していること、および取締役、代表取締役として、取締役会の運営に適切に携わってきたこと等から引き続き取締役候補者といたしました。	22,128株
3	山下 晃 (昭和28年８月13日生) 再任	昭和53年４月　日本テトラポッド(株)入社 平成16年４月　(株)テトラ人事部長 平成18年４月　同社執行役員 平成18年10月　当社執行役員、管理本部総務部長 平成22年６月　当社管理本部企画財務部長 平成25年４月　当社常務執行役員（現任）、管理本部長（現任） 平成25年６月　当社取締役（現任） 【監査等委員でない取締役候補者とした理由】 総務部長、企画財務部長、管理本部長などを歴任し、その豊富な経験と専門的な知見を有し、当社の業務全般を熟知していること、および取締役管理本部長として、取締役会の運営に適切に携わってきたこと等から引き続き取締役候補者といたしました。	27,902株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職状況	所有する当社株式の数
4	白川（しらかわ） 英二（えいじ） (昭和28年６月30日生) 再任	昭和47年３月　当社入社 平成18年10月　当社中部支店営業部長 平成20年１月　当社中部支店副支店長 平成20年６月　当社執行役員、中部支店長 平成26年４月　当社常務執行役員（現任）、土木事業本部長（現任） 平成26年６月　当社取締役（現任） 【監査等委員でない取締役候補者とした理由】 中部支店長、土木事業本部長などを歴任し、その豊富な経験と専門的な知見を有し、当社の業務全般を熟知していること、および取締役として、取締役会の運営に適切に携わってきたこと等から引き続き取締役候補者といたしました。	39,000株
5	半澤（はんざわ） 稔（みのる） (昭和30年９月２日生) 再任	昭和55年４月　日本テトラポッド(株)入社 平成19年10月　当社ブロック環境事業本部技術統轄部長 平成20年６月　当社執行役員、ブロック環境事業本部副本部長 平成23年４月　当社ブロック環境事業本部総合技術研究所長 平成27年４月　当社常務執行役員（現任）、ブロック環境事業本部長（現任） 平成27年６月　当社取締役（現任） 【監査等委員でない取締役候補者とした理由】 ブロック環境事業本部技術統轄部長、ブロック環境事業本部長などを歴任し、その豊富な経験と専門的な知見を有し、当社の業務全般を熟知していること、および取締役として、取締役会の運営に適切に携わってきたこと等から引き続き取締役候補者といたしました。	12,412株

(注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 所有する当社株式数には、役員持株会の持分が含まれています。

第４号議案　監査等委員である取締役４名選任の件

当社は、第２号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、本総会の終結の時をもって、監査等委員会設置会社に移行いたします。これに伴い、監査等委員でない取締役とは区別して、監査等委員である取締役４名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案は、監査等委員会を置く旨の定款変更（第２号議案）の効力が生じた時をもって効力を生ずるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職状況	所有する当社株式の数
1	松村　雅博（まつむら　まさひろ） （昭和30年１月17日生） 新任	昭和54年３月　当社入社 平成16年４月　当社東京本店北関東支店長 平成18年４月　当社東京本店副本店長 平成20年６月　当社執行役員、建設本部営業統轄部第二営業部長 平成21年５月　当社大阪本店副本店長 平成22年６月　当社大阪本店長 平成27年４月　当社社長付 平成27年６月　当社監査役（常勤）（現任） 【監査等委員である取締役候補者とした理由】 北関東支店長、大阪本店長などを歴任し、その豊富な経験と専門的な知見を有し、当社の業務全般を熟知していること、および常勤監査役として、取締役の職務執行の監査など、その職務を適切に果たしていること等から監査等委員である取締役候補者といたしました。	12,655株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職状況	所有する当社株式の数
2	永田 靖一 (ながた せいいち) (昭和22年７月29日生) 新任 社外取締役　独立役員 社外取締役在任年数 ２年（本総会終結時） 取締役会への出席状況 16回／16回(100%)	平成６年３月　サントリーフランス(株)社長 平成９年９月　サントリー(株)欧州支配人 兼 ロンドン支店長 平成15年３月　サントリー(株)取締役、海外カンパニー長 平成21年３月　サントリーホールディングス(株)執行役員、サントリー酒類(株)常務取締役 平成23年４月　帝京大学経済学部教授（現任） 平成26年６月　当社取締役（現任） 【監査等委員である社外取締役候補者とした理由】 企業の役員を歴任され、企業経営についての豊富な経験と大学教授として高い知見を有していること、当社の独立社外取締役として、取締役会等において、独立的、客観的な立場から意見を表明し、また有益な助言を行うなどその職務を適切に果たしていること、および当社が定める「社外取締役の独立性判断基準」を満たしていること等から監査等委員である社外取締役候補者といたしました。	0株
3	寺澤 進 (てらさわ すすむ) (昭和22年11月15日生) 新任 社外取締役　独立役員 社外監査役在任年数 ３年（本総会終結時） 取締役会への出席状況 15回／16回(94%) 監査役会への出席状況 14回／14回(100%)	平成７年６月　監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）代表社員 平成19年６月　同法人品質管理本部長 平成24年４月　中央大学専門職大学院国際会計研究科客員教授 平成24年６月　日清オイリオグループ(株)社外監査役（現任） 平成25年６月　当社監査役（現任） （重要な兼職の状況） 日清オイリオグループ(株)社外監査役 【監査等委員である社外取締役候補者とした理由】 公認会計士としての専門的な知見および豊富な実務経験を有していること、当社の独立社外監査役として、取締役会等において、独立的、客観的な立場から意見を表明し、取締役の職務執行の監査など、その職務を適切に果たしていること、および当社が定める「社外取締役の独立性判断基準」を満たしていること等から監査等委員である社外取締役候補者といたしました。	0株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職状況	所有する当社株式の数
4	長谷川（はせがわ） 宅（たく）司（じ） （昭和31年11月28日生） 新任 社外取締役　独立役員	昭和56年４月　弁護士登録　三宅合同法律事務所（現弁護士法人三宅法律事務所）入所 平成２年４月　同事務所パートナー 平成14年５月　同事務所代表社員（現任） 平成15年11月　(株)シティーヒル社外監査役(現任) （重要な兼職の状況） 弁護士法人三宅法律事務所代表社員 (株)シティーヒル社外監査役	0株
		【監査等委員である社外取締役候補者とした理由】 弁護士としての専門的な知見および豊富な実務経験を有しており、建設会社の法律案件にも携わるなど建設業にも造詣が深いこと、および当社が独自に定める「社外取締役の独立性判断基準」を満たしていること等から監査等委員である社外取締役候補者といたしました。	

（注）1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 所有する当社株式数には、役員持株会の持分が含まれています。
3. 候補者永田靖一氏、寺澤進氏および長谷川宅司氏は、社外取締役候補者であります。
4. 当社は、候補者永田靖一氏および寺澤進氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定しております。本総会において両氏が社外取締役に選任された場合、引き続き独立役員とする予定であります。また、本総会において候補者長谷川宅司氏が社外取締役に選任された場合、新たに独立役員とする予定であります。
5. 候補者永田靖一氏の当社の社外取締役としての在任年数は、本総会の終結の時をもって２年であります。
6. 候補者寺澤進氏の当社の社外監査役としての在任年数は、本総会の終結の時をもって３年であります。
7. 候補者寺澤進氏は、日清オイリオグループ(株)の社外監査役でありますが、平成28年６月24日開催予定の同社第144回定時株主総会終結の時をもって退任する予定であります。
8. 当社は、現行定款第28条第２項において、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定めております。これに基づき、当社は、候補者永田靖一氏との間で、現に、当該責任限定契約を締結しており、その契約の内容の概要は、「社外取締役が任務を怠ったことにより当社に損害を与えた場合は、その職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がない時は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度として当社に対し損害賠償責任を負う。」というものであります。
9. 当社は、現行定款第36条第２項において、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定めております。これに基づき、当社は、候補者寺澤進氏との間で、現に、当該責任限定契約を締結しており、その契約の内容の概要は、「社外監査役が任務を怠ったことにより当社に損害を与えた場合は、その職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がない時は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度として当社に対し損害賠償責任を負う。」というものであります。
10. 当社は、第２号議案定款一部変更の件のご承認を条件として、変更後定款第29条第２項に、取締役（会社法第２条第15号イに定める業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定めることから、これに基づき、候補者松村雅博氏、候補者永田靖一氏、候補者寺澤進氏および候補者長谷川宅司氏との間に当該責任限定契約を締結する予定であります。その契約の内容の概要は、「取締役（会社法第２条第15号イに定める業務執行取締役等であるものを除く。）が任務を怠ったことにより当社に損害を与えた場合は、その職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がない時は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度として当社に対し損害賠償責任を負う。」というものであります。

第５号議案　監査等委員でない取締役の報酬等の額決定の件

当社の取締役の報酬は、去る平成15年６月27日開催の第57期定時株主総会において、年額250百万円以内とご承認いただき現在に至っております。

当社は、第２号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、会社法第361条第１項および第２項の定めに従い、現在の取締役の報酬枠を廃止し、新たに、監査等委員でない取締役の報酬等の額を、新しく導入する役員報酬制度の内容および昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、年額250百万円以内とすることについてお願いするものであります。

当社の現在の取締役の員数は６名（うち社外取締役１名）でありますが、第２号議案および第３号議案が原案どおりご承認されますと監査等委員でない取締役の員数は５名（うち社外取締役０名）となります。

本議案は、監査等委員会を置く旨の定款変更（第２号議案）の効力が生じた時をもって効力を生ずるものといたします。

第６号議案　監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

当社は、第２号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、会社法第361条第１項および第２項の定めに従い、現在の監査役の報酬枠を廃止し、新たに、監査等委員である取締役の報酬等の額を、監査等委員としての職務と責任を考慮して、年額80百万円以内とすることについてお願いするものであります。

なお、当社の監査役の報酬は、去る平成６年６月29日開催の第48期定時株主総会において、年額65百万円以内とご承認いただき現在に至っております。

第２号議案および第４号議案が原案どおりご承認されますと監査等委員である取締役の員数は４名（うち社外取締役３名）となります。

本議案は、監査等委員会を置く旨の定款変更（第２号議案）の効力が生じた時をもって効力を生ずるものといたします。

第７号議案　取締役に対する業績連動型株式報酬等の額および内容決定の件

当社の取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く。以下本議案において同じ。）に対する報酬等として、第５号議案「監査等委員でない取締役の報酬額決定の件」で提案させていただく報酬等とは別枠で、取締役に対する役員報酬制度の見直しの一環として、会社法第361条第１項および第２項の定めに従い、業績目標の達成度等に応じて当社株式の交付を行う業績連動型株式報酬制度（以下「本制度」という。）の導入をお願いするものであります。

本制度の導入は、取締役の報酬等と当社業績および株主価値との連動性をより明確にし、取締役が適切なリスクテイクの下で継続的に経営目標を実現するインセンティブを高めることを目的としており、導入は相当であると考えております。

本制度の対象となる取締役の員数は、第３号議案「監査等委員でない取締役５名選任の件」が原案どおり承認可決されますと５名となります。

本制度における報酬等の額・内容等

（１）本制度の概要

本制度は、当社株式について、当社が拠出した金銭を原資として当社が設定した信託が取得し、当該信託を通じて取締役に当社株式および当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」という。）の交付および給付（以下「交付等」という。）を行う株式報酬制度です。（詳細は（２）以降のとおり。）

①本議案の対象となる当社株式等の交付等の対象者	・当社の取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く。）

②本議案の対象となる当社株式が発行済株式の総数に与える影響	
当社が拠出する金銭の上限（下記（２）のとおり。）	・３事業年度を対象として、合計110百万円
取締役が取得する当社株式等の数の上限および当社株式の取得方法（下記（３）のとおり。）	・信託期間中に取締役に付与されるポイント数（株式数）の上限は、[１年当たり320,000ポイント（株）／３年間で合計960,000ポイント（株)]であり、発行済株式総数（平成28年３月31日時点／自己株式控除後）に対する割合は約0.6％ ・当社株式は、株式市場から取得予定のため、希薄化は生じない

③業績達成条件の内容 （下記（3）のとおり。）	・各事業年度における会社業績指数（親会社株主に帰属する当期純利益、ＲＯＥ等）の目標値に対する達成度に応じて変動 ・株式数は０～200％の範囲で決定
④取締役等に対する当社株式等の交付等の時期 （下記（4）のとおり。）	・退任時

（2）当社が拠出する金銭の上限

本制度は、連続する３事業年度（当初は平成29年３月末日で終了する事業年度から平成31年３月末日で終了する事業年度までの３事業年度とし、下記の信託期間の延長が行われた場合には、以降の各３事業年度とする。以下「対象期間」という。）を対象とします。

当社は、対象期間ごとに合計110百万円を上限とする金銭を拠出し、受益者要件を充足する取締役を受益者とする信託期間３年間の信託（以下「本信託」という。）を設定（下記の信託期間の延長を含む。以下同じ。）します。本信託は、信託管理人の指図に従い、信託された金銭を原資として当社株式を株式市場から取得します。当社は、信託期間中、取締役にポイント（下記（3）のとおり。）の付与を行い、取締役の退任時（取締役が死亡した場合は死亡時。以下同じ。）に付与ポイントの累積値（以下「累積ポイント数」という。）に相当する当社株式等の交付等を本信託から行います。

なお、本信託の信託期間の満了時において、新たな本信託の設定に代えて信託契約の変更および追加信託を行うことにより、本信託を継続することがあります。その場合、当初の信託期間と同一期間だけ本信託の信託期間を延長し、信託期間の延長以降の３事業年度を対象期間とします。当社は、延長された信託期間ごとに、合計110百万円の範囲内で追加拠出を行い、引き続き延長された信託期間中、取締役に対するポイントの付与および当社株式等の交付等を継続します。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、延長する前の信託期間の末日に信託財産内に残存する当社株式（取締役に付与されたポイントに相当する当社株式で交付等が未了であるものを除く。）および金銭（以下「残存株式等」という。）があるときは、残存株式等の金額と追加拠出される信託金の合計額は、110百万円の範囲内とします。

（3）取締役が取得する当社株式の数（換価処分の対象となる株式数を含む。）の算定方法および上限

取締役に対して交付が行われる当社株式の数（換価処分の対象となる株式数を含む。）は、以下に定める累積ポイント数に基づき定まります。なお、１ポイント＝１株とし、本信託に属する当社株式が株式の分割、株式無償割当て、株式の併合等によって増加または減少した場合、当社は、その増加または減少の割合に応じて、１ポイント当たりに交付が行われる当社株式の数（換価処分の対象となる株式数を含む。）を調整します。

取締役には、信託期間中の毎年６月に、役位ごとにあらかじめ定められた、以下の算定式で計算される基本ポイントに同年３月31日で終了した事業年度における業績達成度に応じて変動する業績連動係数を乗じたポイントが付与されます。

各年度の付与ポイントは各事業年度における業績目標の達成度に応じて、基本ポイントの０～200％の範囲で変動します。業績達成度を評価する指標は、親会社株主に帰属する当期純利益およびＲＯＥ等を用います。

（基本ポイントの算定式）

役位別に定める基本金額　÷　対象期間開始月の前月（本年度に実施する制度については平成28年７月）の東京証券取引所における当社株式の終値の平均値(小数点以下の端数は切り捨て)

（付与ポイントの算定式）

基本ポイント　×　業績連動係数

受益者要件を充足する者には、本信託から、上記の算定式に従って算出される累積ポイント数に相当する当社株式等の交付等を行うものとします。

本信託により取締役が付与を受けることができるポイント数の１年当たりの総数の上限は、320,000ポイントとします。また、本信託が取締役に交付等を行うために取得する当社株式の株式数は、かかる１年当たりのポイント数の総数（320,000ポイント）に信託期間の年数３を乗じた数に相当する株式数(960,000株）を上限とします。この株式数の上限は、上記（２）の信託金上限額を踏まえて、直近の株価等を参考に設定しています。

（4）取締役に対する当社株式等の交付等の時期

受益者要件を充足した取締役は、当該取締役の退任時に、上記（3）に基づき算出される累積ポイント数に相当する当社株式等の交付等を受けるものとします。このとき、当該取締役は、当該ポイントの70％（単元未満株式は切り捨て）の当社株式について交付を受け、残りについては本信託内で換価（「株式市場での売却」以下同じ。）した上で、換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとします。

なお、信託期間中に取締役が死亡した場合、原則としてその時点での累積ポイント数に応じた数の当社株式について、本信託内で換価した上で、その換価処分相当額の金銭の給付を当該取締役の相続人が受けるものとします。

（5）本信託内の当社株式に関する議決権

本信託内にある当社株式（すなわち上記（4）により取締役に交付等が行われる前の当社株式）については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権は行使されないものとします。

（6）その他の本制度の内容

本制度に関するその他の内容については、本信託の設定、信託契約の変更および本信託への追加拠出の都度、取締役会において定めます。

（ご参考）

なお、本制度の詳細については、後記（ご参考）「株主総会参考書類の補足説明」第７号議案についての補足説明「業績連動型株式報酬制度の導入に関するお知らせ」（平成28年５月13日付プレスリリース）の抜粋をご参照下さい。

以　上

Ⅰ．企業集団の現況に関する事項

1．事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府の経済政策や日銀の金融緩和策などが景気を下支えし、引き続き緩やかな回復基調を辿りました。一方、中国経済や資源価格の低迷からの新興国経済の減速が企業収益にブレーキをかけるなど、日本経済に対する先行きの不透明感が増してきております。

建設業界におきましては、公共建設投資について減少したものの民間建設投資が増加し、市場は良好な環境が続きました。

当社グループにおきましては、中期経営計画（2015～2017年度）初年度にあたり、安定した収益基盤の構築を基本方針とし、国土強靭化・リニューアル需要などの分野での受注、次世代のニーズに応えることができる技術・商品の開発強化、技術力・施工力を支える人材の確保と育成及び設備の更新を重点目標に、グループ各社が連携し業績目標の達成に向け注力するとともに、本年2月にはジャカルタに駐在員事務所を開設し、海外事業へも積極的に展開してまいりました。

この結果、受注高は68,359百万円（前期比1.1％増）と増加したものの、売上高は前期に比べて公共事業の執行時期が遅れたことなどにより64,004百万円（前期比9.5％減）と減収となりました。

利益面では、減収による影響で、営業利益3,118百万円（前期比36.5％減）、経常利益2,987百万円（前期比41.3％減）となり、また親会社株主に帰属する当期純利益は、繰越欠損金の解消により法人税等の負担増も加わったことから2,008百万円（前期比48.5％減）といずれも減益となりました。

以上のとおり前期に比べ減収・減益となりましたが、期初に掲げた営業利益・経常利益・親会社株主に帰属する当期純利益の業績目標については、これを上回ることができました。

このような状況を踏まえて、当社の株主還元の方針・目標に基づき、当期の配当につきましては1株当たり4円としてお諮りさせていただきます。

事業別の概況は次のとおりです。

【土木事業】

受注高は31,786百万円（前期比6.3％増）、売上高は33,138百万円（前期比14.3％増）となりました。これに伴い、当連結会計年度末の繰越高は、33,203百万円となっております。

主要な受注工事名	事業主体
国道４５号　近内地区道路工事	国土交通省東北地方整備局
新東名高速道路　伊勢原高架橋他２（下部工）工事	中日本高速道路株式会社
Ｈ２７西葛西二丁目中堤護岸改築工事	国土交通省関東地方整備局

主要な完成工事名	事業主体
新潟港（西港地区）航路泊地付帯施設中仕切堤工事（その２）	国土交通省北陸地方整備局
東櫛原地区貯留施設築造工事	福岡県久留米市
市道新戸相武台道路改良工事（第四工区）	神奈川県相模原市

【地盤改良事業】

受注高は32,058百万円（前期比1.0％減）、売上高は26,447百万円（前期比27.5％減）となりました。これに伴い、当連結会計年度末の繰越高は、12,104百万円となっております。

主要な受注工事名	事業主体
都財務　国際展示場２７地盤改良工事	東京都
盛川河川災害復旧工事	岩手県
碧南火力発電所石炭灰埋立工事（その２）	中部電力株式会社
主要な完成工事名	事業主体
平成27年度新海面処分場Dブロック余水処理設備地盤改良工事	東京都
那珂湊幹線応急復旧工事（その３）	茨城県
DPL川崎夜光新築工事	大和ハウス工業株式会社

【ブロック事業】

受注高は4,834百万円（前期比7.2％減）、売上高は4,701百万円（前期比7.2％減）となりました。これに伴い、当連結会計年度末の繰越高は、683百万円となっております。

主要な受注プロジェクト名	事業主体
鹿島港外港地区中央防波堤付属施設消波工事	国土交通省関東地方整備局
船明ダム下流洗掘対策工事	電源開発株式会社
那覇空港滑走路増設護岸消波及び被覆ブロック工事関連	内閣府沖縄総合事務局

（単位：百万円）

区　　分	前期繰越高	当期受注高	当期売上高	次期繰越高
土 木 事 業	34,555	31,786	33,138	33,203
地盤改良事業	6,493	32,058	26,447	12,104
ブロック事業	550	4,834	4,701	683
そ　の　他	26	604	586	44
調　整　額（※）	△61	△923	△868	△117
合　　計	41,563	68,359	64,004	45,917

（※）セグメント間の取引の相殺消去及びその他の調整額

2. 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施しました設備投資の総額は2,020百万円であり、その主なものは、地盤改良用の機械・設備及び消波・根固ブロック製作用型枠の取得によるものであります。

3. 資金調達の状況

当社は、平成26年3月26日に、株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行をアレンジャーとする期間3年の総額4,000百万円のシンジケーション方式によるコミットメントライン契約を締結しましたが、この期間を平成32年3月31日まで延長する変更契約を平成28年3月26日に締結しました。

4. 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

5. 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

6. 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

7. 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

8. 対処すべき課題

当社グループを取り巻く事業環境は、主要市場とする公共建設投資については、国土強靭化基本法に基づき、当面、防災・減災市場での需要が期待できるものの、中長期的には建設投資は抑制されると見込まれ、またその投資対象が維持補修・リニューアル市場にシフトしていくものと考えられます。

したがって、これらのニーズに応える技術・商品の開発を強化することや、技術力・施工力を支えるための人・機械設備等の経営資源の確保・更新を進めることに加え、将来の国内市場の縮小に対応すべく海外市場の開拓にも注力し、安定した収益基盤を構築していくことが課題となります。

また、コーポレートガバナンスの強化、資本効率性及び株主還元の向上等に取り組むなど、ステークホルダーの視点での経営の確立にも注力し、更なる企業価値の向上に努めていくことも課題であります。

以上の課題に着実に対処することで、中長期的に安定して株主の皆様の期待に応え、当社の使命とする豊かで安全・安心な国土づくりに貢献することができるものと確信しております。

なお、当期から3ヵ年の中期経営計画(2015～2017年度)がスタートしておりますが、その概要と初年度の成果は次のとおりです。

【基本方針】

（1）安定した収益基盤の構築

・国土強靭化、リニューアル需要などの分野での受注に注力する
・次世代のニーズに応えることができる技術、商品開発を強化する
・技術力、施工力を支える人材の確保と育成に積極的に取り組む
・技術力、施工力を支える設備の更新を計画的に進める

（2）ステークホルダーの視点での経営の確立

・コーポレートガバナンスの強化、資本効率性の維持、株主還元の向上等に取り組む

【経営目標】

	中期経営計画(2015～2017年度)	初年度（2015年度）の成果
業績目標	3ヵ年での連結営業利益 90億円以上	連結営業利益 31億円
資本効率性目標	自己資本当期純利益率（ＲＯＥ） 8%以上	自己資本当期純利益率（ＲＯＥ） 9.7%
株主還元目標	連結配当性向 25%以上	連結配当性向 32.8%

引き続き、この中期経営計画の経営目標の達成に向け、グループ一丸となって邁進する所存であります。
株主の皆様におかれましては、今後とも何卒格別のご理解とご支援を賜りますようお願い申しあげます。

9. 財産および損益の状況の推移

区　　分	第 67 期 平成25年３月期	第 68 期 平成26年３月期	第 69 期 平成27年３月期	第 70 期 平成28年３月期
受　　注　　高（百万円）	60,249	73,678	67,637	68,359
売　　上　　高（百万円）	58,228	72,434	70,718	64,004
経　常　利　益（百万円）	1,948	4,411	5,091	2,987
親会社株主に帰属する当期純利益（百万円）	1,281	3,821	3,900	2,008
１株当たり当期純利益（円）	7.79	23.23	23.71	12.21
総　　資　　産（百万円）	47,373	50,152	48,120	45,927

10. 重要な親会社および子会社の状況（平成28年３月31日現在）

(1) 親会社の状況

該当事項はありません。

(2) 子会社の状況

会　社　名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社ソイルテクニカ	150百万円	100.0%	地盤改良工事の施工
Fudo Construction Incorporated	2百万米ドル	100.0%	米国での地盤改良工事の施工
高橋秋和建設株式会社	60百万円	66.7%	建設工事の施工
株式会社三柱	250百万円	100.0%	消波・根固ブロック製作用型枠の賃貸
東亜土木株式会社	50百万円	100.0%	消波・根固ブロック製作用型枠の賃貸
福祉商事株式会社	30百万円	88.3%	保険代理業および建設資機材・環境用設備の販売

(注) 1. 当社の連結子会社は上記(2)子会社の状況に記載している６社であります。
2. 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

11. 主要な事業内容（平成28年３月31日現在）

当社グループは、土木事業、地盤改良事業及びブロック事業を主な事業とし、これらに関連する事業も行っております。

12. 主要な営業所等（平成28年３月31日現在）

(1) 当社

本　　社	東京都中央区日本橋小網町７番２号	
本・支店	東京本店（東京都中央区）	北海道支店（札幌市）
	東北支店（仙台市）	北関東支店（さいたま市）
	千葉支店（千葉市）	横浜支店（横浜市）
	北陸支店（新潟市）	中部支店（名古屋市）
	大阪支店（大阪市）	中国支店（広島市）
	四国支店（高松市）	九州支店（福岡市）
営業所及び事務所	国内　17箇所 海外　2箇所（ホーチミン駐在員事務所、ジャカルタ駐在員事務所）	
研究所	総合技術研究所（土浦市）	

(2) 子会社

株式会社ソイルテクニカ	（本社　東京都中央区）
Fudo Construction Incorporated	（本社　米国カリフォルニア州サンマテオ）
高橋秋和建設株式会社	（本社　秋田県由利本荘市）
株式会社三柱	（本社　東京都江東区）
東亜土木株式会社	（本社　東京都中央区）
福祉商事株式会社	（本社　東京都台東区）

13. 従業員の状況（平成28年３月31日現在）

企業集団

従業員数	前期末比増減
872人	6人増

当社

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
721人	5人増	47.4歳	22.2年

14. 主要な借入先（平成28年３月31日現在）

借入先	借入額
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	338百万円
三井住友信託銀行株式会社	120百万円
株式会社三井住友銀行	100百万円

15. その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

Ⅱ．会社の株式に関する事項（平成28年３月31日現在）

(1) 発行可能株式総数　272,559,104株
(2) 発行済株式の総数　164,480,796株（自己株式17,544,432株を除く）
(3) 株　　主　　数　　28,888名
(4) 大株主（上位10名）

株　　主　　名	持 株 数	持株比率
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	4,364千株	2.7%
新　日　鐵　住　金　株　式　会　社	4,063千株	2.5%
日　鉄　鉱　業　株　式　会　社	3,409千株	2.1%
前　田　保	1,820千株	1.1%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口1）	1,782千株	1.1%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口6）	1,720千株	1.0%
株　式　会　社　三　菱　東　京　Ｕ　Ｆ　Ｊ　銀　行	1,631千株	1.0%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5）	1,623千株	1.0%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口2）	1,614千株	1.0%
東　京　海　上　日　動　火　災　保　険　株　式　会　社	1,612千株	1.0%

（注）　持株比率は自己株式を控除し計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

Ⅲ．会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日における新株予約権の状況
該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

Ⅳ．会社役員に関する事項（平成28年３月31日現在）

1．取締役および監査役の氏名等

地　　位	氏　　名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	竹　原　有　二	
代表取締役 (執行役員副社長)	奥　田　眞　也	地盤事業本部長
取　締　役 (常務執行役員)	山　下　　晃	管理本部長
取　締　役 (常務執行役員)	白　川　英　二	土木事業本部長
取　締　役 (常務執行役員)	半　澤　　稔	ブロック環境事業本部長
取　締　役	永　田　靖　一	
監　査　役	松　村　雅　博	常勤
監　査　役	中　津　伸　一	常勤
監　査　役	植　村　公　彦	
監　査　役	寺　澤　　進	

(注) 1. 取締役 永田靖一氏は、会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役 中津伸一、植村公彦および寺澤進の３氏は、会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。
3. 監査役 植村公彦氏は、弁護士の資格を有しており、監査役 寺澤進氏は、公認会計士の資格を有しております。
4. 取締役 永田靖一氏ならびに、監査役 中津伸一、植村公彦および寺澤進の３氏の重要な兼職の状況は、後記４．社外役員に関する事項に記載しております。
5. 取締役 永田靖一氏および監査役 寺澤進氏を、㈱東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6. 当事業年度中の取締役の異動は、次のとおりです。
① 新任
平成27年６月19日開催の第69期定時株主総会において、新たに、半澤稔氏が取締役に、松村雅博氏が監査役にそれぞれ選任され、就任いたしました。
② 退任
平成27年６月19日開催の第69期定時株主総会終結の時をもって、取締役 松岡道男氏および監査役 佐藤弘和氏が、任期満了により退任いたしました。
③ 地位の変更
平成27年6月19日付をもって、取締役 奥田眞也氏が代表取締役に選定され、同氏の役位が常務執行役員から執行役員副社長に変更となりました。

（注）7. 当社は、執行役員制度を採用しております。平成28年4月1日現在の執行役員（取締役兼務者を除く）は次のとおりです。

役　位	氏　名	担　当　業　務
執行役員副社長	小　林　正　典	建設事業管掌
執行役員副社長	藤　田　郁　夫	建設事業管掌
専務執行役員	森　川　雅　行	建設事業管掌
常務執行役員	山　崎　政　俊	建設事業管掌
常務執行役員	中　西　　勉	土木事業本部副本部長
常務執行役員	木　下　　昇	東京本店長
常務執行役員	濵　野　尚　則	九州支店長
常務執行役員	細　坂　晋一郎	東北支店長
執　行　役　員	髙　木　伸　雄	建設事業管掌
執　行　役　員	西　　公　博	管理本部総務人事部長
執　行　役　員	北　川　昌　一	管理本部企画財務部長
執　行　役　員	鵜　沼　一　廣	ブロック環境事業本部副本部長 兼 営業部長
執　行　役　員	小　林　弘　樹	中部支店長
執　行　役　員	錦　織　和紀郎	ブロック環境事業本部副本部長 兼 技術部長
執　行　役　員	平　野　博　明	安全品質環境本部長
執　行　役　員	岡　村　元　嗣	大阪支店長
執　行　役　員	岡　田　輝　久	地盤事業本部副本部長 兼 工事部長
執　行　役　員	廣　谷　信　行	地盤事業本部副本部長 兼 営業部長
執　行　役　員	只　野　秋　彦	土木事業本部副本部長 兼 技術部長
執　行　役　員	川　口　明　則	土木事業本部副本部長 兼 工事部長
執　行　役　員	大　林　　淳	地盤事業本部副本部長 兼 技術部長

2. 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び社外監査役全員と会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第１項の定める最低責任限度額です。

3. 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の額

取締役　7名　　155,248千円
監査役　5名　　44,092千円
合計　12名　　199,340千円（うち社外　4名　35,419千円）

4. 社外役員に関する事項

地位	氏名	重要な兼職状況	重要な兼職先と当社との関係	主要取引先等特定関係事業者との関係	当事業年度における主な活動状況
取締役	永田 靖一	—	—	—	取締役会 16回中全てに出席 議案の審議等に必要な発言を適宜行っております。
監査役	中津 伸一	—	—	—	取締役会 16回中全てに出席 監査役会 14回中全てに出席 議案の審議等に必要な発言を適宜行っております。
	植村 公彦	弁護士法人 御堂筋法律事務所 社員	同法人と顧問契約を締結しております。	—	取締役会 16回中15回出席 監査役会 14回中13回出席 議案の審議等に必要な発言を適宜行っております。
		メタウォーター株式会社 社外監査役	当社との間に特別な関係はありません。		
	寺澤　進	日清オイリオグループ株式会社 社外監査役	当社との間に特別な関係はありません。	—	取締役会 16回中15回出席 監査役会 14回中全てに出席 議案の審議等に必要な発言を適宜行っております。

Ⅴ．会計監査人の状況

1．会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

2．当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支　払　額
(1) 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等	43,500千円
(2) 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	43,500千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の会計監査人に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を明確に区分しておりませんので、上記金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、過年度の監査実績の分析・評価、当事業年度の監査計画と過年度の実績の対比を踏まえつつ、当事業年度の監査計画における監査時間、要員計画、報酬額の見積りの根拠及び会計監査人の職務執行状況などについて確認、検証した結果、上記報酬等の額を妥当と評価し、会社法第399条第1項の同意を行っております。

3．非監査業務の内容

該当事項はありません。

4．会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第１項各号に該当する場合のほか、会計監査人としての適切な職務遂行に支障がある場合など、監査役会がその必要があると判断したときには、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会が監査役会の決定に基づき当該議案を株主総会に提出します。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に該当する場合、監査役会が監査役全員の同意により、会計監査人を解任することがあります。これにより会計監査人を解任した場合は、監査役会が選定した監査役が解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した理由を報告します。

5．会計監査人が過去２年間に受けた業務停止処分に関する事項

該当事項はありません。

6．責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

Ⅵ. 会社の体制および方針

1. 業務の適正を確保するための体制

当社グループ（当社及び当社の子会社をいう。）は、経営の効率性と健全性を確保しつつ、経営理念に沿って事業活動を展開することにより、継続的な企業価値の向上と当社グループの発展を目指してまいります。このため、以下のとおり内部統制システムを整備、運用し、法令遵守の徹底と業務の有効性、効率性及び財務報告の信頼性の確保を図ってまいります。

また、金融商品取引法の求める財務報告に係る内部統制の有効性を確保すべく、当社グループの財務報告に係る内部統制システムを整備、運用し、これを評価してまいります。

なお、これらの方針に基づき、当社グループの内部統制システムの整備、運用、評価及びその継続的改善を計画的、効率的に推進するため、内部統制部門を設置しております。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、会社の機関を取締役会、監査役会及び会計監査人によって構成する。

取締役会は、法令、定款及び取締役会規程に基づき経営上の重要事項を決定し、または各取締役から業務執行状況の報告を受けることにより、業務執行を決定し、各取締役の職務の執行を監督する。

各取締役は、法令及び定款に適合するよう、取締役会の決議に基づき職務を適正に執行するとともに、他の取締役による職務執行の法令及び定款への適合性に関し、相互に監視する。

当社グループの経営理念、経営方針を当社グループの役員、社員が共有し、すべての業務運営の基準にするとともに、当社グループの行動規範を遵守することにより、コンプライアンスの徹底を図る。

取締役及び部門長は、これらの経営理念等に基づく事業方針を役員、社員に周知、徹底する。また、コンプライアンス基本規程に基づき、取締役社長を委員長とする内部統制委員会を中心に継続的に社内の法令遵守体制の整備、拡充を図る。

各部門、部署の責任者は、業務が法令、社内規程等に基づき適正に行われているか常に監督し、これらの違反行為を未然に防止することに努める。内部統制部門は、当社グループの業務監査等により業務上の法令違反等の重大な事項を発見した場合は、直ちに取締役及び監査役に報告する。

当社は、コンプライアンス基本規程に基づき、原則として子会社のコンプライアンス推進責任者を指名し、コンプライアンスに関する取組みの周知徹底を図る。

企業倫理ヘルプラインは、当社グループの役員、社員を対象とし、法令遵守と企業倫理に関する通報、相談を適切に受付け対応する。

関係法令の遵守を目的として、継続的に研修会を実施し、コンプライアンスマニュアルを作成、配布するなど教育、啓蒙体制を拡充する。

また、反社会的勢力による反社会的行為の根絶に向け、関係行政機関や特殊暴力防止対策協議会等の外部専門機関及び顧問弁護士と連携し、情報の共有化を図り、反社会的勢力からの不当要求に対し適切に対処するとともに、反社会的勢力の活動を助長し、または運営に資することとなる取引を未然に防止できる体制を整備し運用を図る。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役会その他の経営会議体の記録、稟議書等の決裁文書、契約書その他の取締役の業務執行に関わる情報については、法令及び取締役会規程、文書管理規程その他の社内規程に基づき、適切に保存、管理する。重要な会社情報については、法令、証券取引所規則、内部情報管理及び内部者取引規制に関する規則に基づき、適時かつ適切に開示する。

情報管理基本規程に基づき、情報管理に関する体制の整備、運用を図る。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、リスク管理基本規程に基づき、内部統制委員会を中心にリスク管理マニュアルに従い全社でリスクマネジメント活動（リスクの抽出、評価、対策の実施）を推進する。内部統制部門が全社のリスクマネジメントの企画及びモニタリングを行い、リスクマネジメントに関する重要事項については、取締役会に報告する。

当社は、リスク管理基本規程に基づき、原則として子会社のリスク管理推進責任者を指名し、子会社のリスクマネジメント活動を管理する。

また、危機管理基本規程に基づき、危機発生時における緊急対応等、危機管理に関する体制の整備、運用を図る。

重大災害等の経営、事業に重大な影響を与える事象が発生したときに備え、原則として子会社も含めて訓練、教育等を行う。

重大災害等の緊急時には、その対応を定めた各種マニュアル等に基づき、当社グループとして迅速に対応する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、経営に関する重要な事項は、取締役会に付議するとともに、定められた一定の事項については、経営会議の審議を経て執行する。

業務執行については、業務執行体制の強化と効率化を図るため、取締役会の下に執行役員制度を設け、各執行役員の役位、担当業務を定め、業務の執行にあたらせる。執行役員を構成員とする執行役員会において、経営に関する重要な決定及び業務執行に関する状況を報告する。

また、組織規程、職務権限規程等により、部門長の権限と責任を明確にする。

当社は、当社グループ全体の中期経営計画、年度計画を策定し、子会社に対し、グループファイナンスの実施など必要な助言、支援を行い、子会社の事業、組織、人員、職務分掌及び職務権限等を定期的に確認するなど、子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われるよう管理する。

(5) 子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、関係会社管理規程において、子会社が当社に事前に承認を受けるべき事項及び業績、決算等の報告事項を定め、当社に対する報告を義務づける。

当社の子会社管理部門は、子会社の業務執行に関する状況の定期的な報告を受け、子会社の経営の重要事項については、当社の取締役会及び経営会議においてその方針を決定し、または報告する。

子会社の取締役または監査役に当社の役員、社員を原則として１名以上派遣し、定期的に子会社の社長会を開催するなどして、関係会社管理規程に基づき、子会社の経営を適切に管理し、モニタリングする。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

総務部門及び内部統制部門の指定された社員は、監査役の指示に従い、監査役補助者として監査業務を補助する。

(7) 監査役補助者の取締役からの独立性に関する事項

監査役補助者の人事異動、懲戒処分については、事前に監査役会の同意を得るものとする。

監査役は、監査役補助者の人事考課について、意見を述べることができる。

(8) 監査役補助者に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役は、その職務の補助に関し、監査役補助者へ直接指揮命令することができ、監査役補助者は、これに従い誠実に職務を遂行し、適宜、監査役に指示事項の進捗を報告しなければならない。

(9) 取締役及び使用人等が監査役に報告をするための体制

当社グループの役員、社員は、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実及びその他監査役と協議して定める事項について、監査役または監査役会に報告する。

取締役は、取締役会において定期的に業務執行状況等を報告するとともに、監査役に対し監査役監査等において必要な事項につき報告する。また、取締役会、経営会議、執行役員会、内部統制委員会等、重要な会議において、当社グループの内部統制システムの機能状況を含め重要な経営事項について、監査役と情報を共有する。

内部統制部門は、監査役との定例打ち合わせ会を開くなど、当社グループにおける相互の監査結果、是正の状況及び監査計画の進捗状況等について、情報や意見を交換する。

子会社の監査役は、定期的に開催される監査役との連絡会に出席し、子会社の監査状況等について監査役に報告する。

総務部門は、当社グループにおける企業倫理ヘルプラインによる内部通報の状況等について、適宜、監査役に報告する。

(10) 監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社グループは、当社グループの役員、社員が前号の報告を理由として不利な取扱いを行わない。

当社グループは、企業倫理ヘルプラインについて、当社グループの役員、社員が通報を理由に不利益な取扱いを受けることがないよう規定し、運用する。

(11) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役の職務の執行上必要と認める費用について、監査役の申請に基づき予算を設けるとともに、監査役がその職務の執行について、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、当該監査役の職務に必要であると認められる費用を負担する。

(12) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役は、監査役が監査役会で作成した監査方針、監査計画に従い適切に職務が行えるよう、体制の整備に留意する。代表取締役及び取締役は、監査役と定期的に懇談会を開催するなど、監査役との情報や意見の交換に努める。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社グループの業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりです。

(1) コンプライアンス

当社は、内部統制委員会（年4回開催）において決定した当事業年度のコンプライアンス計画に基づき、役員及び社員に対し必要なコンプライアンスに関する研修や会議体等での説明を行い、関係法令を遵守する取り組みを継続的に行いました。

平成27年４月に見直した、当社グループの新たな経営理念、経営方針及び行動規範の徹底を図るため、これらを常に携行できるよう「不動テトラグループＣＳＲカード」として取りまとめ、当社グループの役員及び社員に配布しました。

また、当社は、内部統制委員会において、企業倫理ヘルプラインの通報の有無やその状況について報告を行うとともに、取締役会において、監査役及び内部統制部門による監査の状況等について報告を行いました。

(2) 情報管理

当社は、決裁制度の電子化をすることにより、迅速かつ効率的な管理体制を構築しており、稟議書等の決裁文書について、文書管理規程その他の社内規定に基づき、電子的に適切に保存、管理しています。

また、取締役会議事録については、法令等に基づき適切に保管するとともに、文書管理システムに登録しデータベース化を図っています。

(3) リスク管理

当社グループは、内部統制委員会を中心に、子会社も含め重要リスクの特定とその対応等のリスク管理活動を進めるとともに、内部統制委員会において決定した当事業年度のＢＣＰ（事業継続計画）実施計画に基づき、避難訓練、安否確認訓練、徒歩出社訓練等大規模災害を想定した必要な訓練を行っています。

特に当事業年度は、事業用施設の耐震診断及び耐震補強工事に取り組みました。

(4) 取締役の職務執行

当社は、当事業年度において、取締役会を16回、経営会議を12回及び執行役員会を9回開催し、経営に関する重要な事項の決定を行うとともに、業務執行に関する状況等の報告を行いました。

特に当事業年度は、取締役会においてコーポレートガバナンス・コードに関連した報告や審議を継続的に行いました。

また、決裁の迅速化及び効率化と権限や責任の明確化を図るべく、経営会議体への付議・報告事項の内容や基準及び個別職務権限の定期的な見直しを行いました。

(5) 子会社管理

当社は、関連会社管理規程に基づき、子会社の取締役の職務執行について適切に承認・報告の手続きを行っています。

当社から派遣された取締役及び監査役は、当該子会社の取締役会に出席し、議案の審議等に必要な発言を行い適切に管理、モニタリングしています。

また、関連会社社長会を年２回開催し、当社グループにおける「中期経営計画（2015～2017 年度)」の進捗状況や内部統制に関する事項等の共有と必要な助言を行っています。

なお、子会社の監査については、当社の内部統制部門による業務監査の手段・方法等の充実を図っています。

(6) 監査役（監査役補助者、報告体制及び職務執行等）

総務部門及び内部統制部門の指定された社員（計６名）が、監査役補助者として、監査役の指揮命令に従い誠実に職務を遂行しています。

監査役が実効的な監査を行えるよう、監査役会で作成した監査方針・監査計画を文書管理システムに掲載し全社に周知しています。

監査役は、各種経営会議体及び関連会社社長会等の重要な会議への出席並びに取締役社長とは年4回、各取締役とは年2回の定期的な意見交換会を通じ、重要な経営事項等を共有しています。また、内部統制部門との会合を毎月開催し、相互の監査状況等について確認するとともに、合同監査を行うなどの連携を図っています。

監査役への報告を行った役員及び社員が、これを理由に不利益な取り扱いを受けた事案は、認められていません。

3. 会社の支配に関する基本方針

当社は、「会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」については、いわゆる買収防衛策を含め、特に定めません。

当社といたしましては、株式の大量買付けに応じるか否かは、最終的には株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えております。しかし、当社は、豊かで安全・安心な国土づくりに貢献し利益を確保するとともに、収益力の強化により企業価値の向上を図り、顧客、株主をはじめ関係各位の期待に応えることを経営の基本としており、これに照らして、当社の企業価値、株主共同の利益に反する者が当社の支配権の獲得を表明した場合には、当社としては、金融商品取引法で定められている「意見表明報告書」（公開買付に関する意見の内容、根拠及び理由）において取締役会の考え方を表明するなど、法令および定款で認められる範囲内において、最も適切な措置を講じることとしております。

4. 剰余金の配当等の決定に関する基本方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元と経営基盤の強化を重要な経営課題と位置づけ、安定的に配当を継続することを基本方針といたします。剰余金の配当につきましては、この基本方針を踏まえつつ、利益を還元する指標として「連結配当性向25％以上」を目標として定め、財務及び業績の状況等を総合的に勘案し、決定してまいります。

（注） 本事業報告中の記載数字は、表示単位未満の端数を四捨五入しております。

連結貸借対照表

(平成28年３月31日現在)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)	百万円	(負債の部)	百万円
流動資産	**35,042**	**流動負債**	**21,288**
現金預金	7,932	支払手形・工事未払金等	7,704
受取手形・完成工事未収入金等	19,231	電子記録債務	6,844
電子記録債権	992	短期借入金	720
未成工事支出金等	2,716	リース債務	388
販売用不動産	568	未払法人税等	442
材料貯蔵品	453	未成工事受入金等	3,475
未収入金	1,503	完成工事補償引当金	93
繰延税金資産	287	工事損失引当金	243
その他	1,432	賞与引当金	529
貸倒引当金	△72	その他	852
固定資産	**10,886**	**固定負債**	**3,248**
有形固定資産	**7,208**	リース債務	471
建物及び構築物	1,978	退職給付に係る負債	2,766
減価償却累計額	△1,279	その他	11
機械装置及び運搬具	6,851		
減価償却累計額	△5,415	**負債合計**	**24,536**
工具、器具及び備品	17,714	(純資産の部)	
減価償却累計額	△15,929	**株主資本**	**21,701**
土地	2,507	**資本金**	**5,000**
リース資産	1,941	**資本剰余金**	**14,756**
減価償却累計額	△1,160	**利益剰余金**	**2,197**
建設仮勘定	1	**自己株式**	**△252**
無形固定資産	**138**	**その他の包括利益累計額**	**△524**
投資その他の資産	**3,540**	**その他有価証券評価差額金**	**115**
投資有価証券	1,908	**為替換算調整勘定**	**△140**
長期貸付金	55	**退職給付に係る調整累計額**	**△499**
繰延税金資産	1,107	**非支配株主持分**	**215**
その他	587		
貸倒引当金	△116		
		純資産合計	**21,392**
資産合計	**45,927**	**負債純資産合計**	**45,927**

連結損益計算書

（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）

科目	金額	
	百万円	百万円
売上高		
完成工事高	58,937	
兼業事業売上高	5,068	64,004
売上原価		
完成工事原価	51,134	
兼業事業売上原価	3,025	54,159
売上総利益		
完成工事総利益	7,803	
兼業事業総利益	2,043	9,846
販売費及び一般管理費		6,727
営業利益		3,118
営業外収益		
受取利息及び配当金	34	
特許実施収入	37	
その他	7	78
営業外費用		
支払利息	51	
支払手数料	112	
支払保証料	29	
その他	17	209
経常利益		2,987
特別利益		
固定資産売却益	118	
投資有価証券売却益	52	170
特別損失		
固定資産売却損	9	
固定資産除却損	8	
減損損失	11	
その他	4	32
税金等調整前当期純利益		3,125
法人税、住民税及び事業税	616	
法人税等調整額	476	1,092
当期純利益		2,033
非支配株主に帰属する当期純利益		25
親会社株主に帰属する当期純利益		2,008

連結株主資本等変動計算書

（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）

（百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	5,000	14,756	1,176	△252	20,680
連結会計年度中の変動額 剰余金の配当			△987		△987
親会社株主に帰属する当期純利益			2,008		2,008
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	―	―	1,021	△0	1,021
当期末残高	5,000	14,756	2,197	△252	21,701

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	193	△123	△569	△498	190	20,371
連結会計年度中の変動額 剰余金の配当						△987
親会社株主に帰属する当期純利益						2,008
自己株式の取得						△0
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	△78	△17	70	△25	24	△1
連結会計年度中の変動額合計	△78	△17	70	△25	24	1,020
当期末残高	115	△140	△499	△524	215	21,392

貸借対照表

(平成28年３月31日現在)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)	百万円	**(負債の部)**	百万円
流動資産	**34,341**	**流動負債**	**20,552**
現金預金	7,252	支払手形	1,703
受取手形	2,953	電子記録債務	6,844
電子記録債権	992	工事未払金	5,187
完成工事未収入金	14,665	兼業事業未払金	292
兼業事業未収入金	373	短期借入金	720
未成工事支出金等	2,567	リース債務	37
販売用不動産	568	未払金	644
関係会社短期貸付金	1,200	未払法人税等	421
未収入金	2,299	未成工事受入金等	3,301
繰延税金資産	244	完成工事補償引当金	93
その他	1,300	工事損失引当金	243
貸倒引当金	△72	賞与引当金	491
		その他	575
固定資産	**9,328**	**固定負債**	**1,983**
有形固定資産	**3,804**	リース債務	48
建物及び構築物	580	退職給付引当金	1,927
機械装置及び運搬具	91	その他	9
工具、器具及び備品	1,432		
土地	1,632	**負債合計**	**22,535**
リース資産	67	**(純資産の部)**	
建設仮勘定	1		
無形固定資産	**136**	**株主資本**	**21,024**
ソフトウェア	129	**資本金**	**5,000**
その他	7	**資本剰余金**	**2,472**
投資その他の資産	**5,388**	資本準備金	2,472
投資有価証券	1,778	その他資本剰余金	0
関係会社株式	1,081	**利益剰余金**	**14,570**
従業員に対する長期貸付金	55	その他利益剰余金	
関係会社長期貸付金	1,500	配当準備積立金	221
破産更生債権等	13	固定資産圧縮積立金	33
繰延税金資産	558	別途積立金	4,524
その他	513	繰越利益剰余金	9,792
貸倒引当金	△111	**自己株式**	**△1,018**
		評価・換算差額等	**110**
		その他有価証券評価差額金	**110**
		純資産合計	**21,134**
資産合計	**43,669**	**負債純資産合計**	**43,669**

損　益　計　算　書

（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）

科目	金額	
売上高	百万円	百万円
完成工事高	56,191	
兼業事業売上高	3,757	59,948
売上原価		
完成工事原価	48,384	
兼業事業売上原価	2,117	50,500
売上総利益		
完成工事総利益	7,807	
兼業事業総利益	1,640	9,448
販売費及び一般管理費		5,875
営業利益		3,572
営業外収益		
受取利息及び配当金	104	
業務受託料	48	
特許実施収入	37	
その他	2	191
営業外費用		
支払利息	17	
支払手数料	112	
支払保証料	29	
貸倒引当金繰入額	84	
その他	16	258
経常利益		3,506
特別利益		
固定資産売却益	3	
投資有価証券売却益	52	55
特別損失		
固定資産売却損	9	
固定資産除却損	2	
減損損失	3	
その他	4	17
税引前当期純利益		3,543
法人税、住民税及び事業税	762	
法人税等調整額	458	1,220
当期純利益		2,323

株主資本等変動計算書

（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）

（百万円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金		
当期首残高	5,000	2,472	0	2,472	13,234	△1,018	19,688
事業年度中の変動額 剰余金の配当					△987		△987
当期純利益					2,323		2,323
自己株式の取得						△0	△0
固定資産圧縮積立金の取崩					—		
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）							
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	1,336	△0	1,336
当期末残高	5,000	2,472	0	2,472	14,570	△1,018	21,024

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	186	186	19,874
事業年度中の変動額 剰余金の配当			△987
当期純利益			2,323
自己株式の取得			△0
固定資産圧縮積立金の取崩			
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	△76	△76	△76
事業年度中の変動額合計	△76	△76	1,260
当期末残高	110	110	21,134

その他利益剰余金の内容

	配当準備積立金	固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	その他利益剰余金合計
当期首残高	221	33	4,524	8,456	13,234
事業年度中の変動額 剰余金の配当				△987	△987
当期純利益				2,323	2,323
自己株式の取得					
固定資産圧縮積立金の取崩		△0		0	—
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）					
事業年度中の変動額合計	—	△0	—	1,336	1,336
当期末残高	221	33	4,524	9,792	14,570

連結計算書類に係る会計監査人監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年５月23日

株式会社不動テトラ
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	若　原　文　安	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	橋　本　裕　昭	㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社不動テトラの平成27年４月１日から平成28年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
　当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
　監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。
　当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社不動テトラ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年５月23日

株式会社不動テトラ
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	若　原　文　安	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	橋　本　裕　昭	㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社不動テトラの平成27年４月１日から平成28年３月31日までの第70期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会監査報告書謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成27年４月１日から平成28年３月31日までの第70期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1.　監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部統制管理部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社、本支店及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、主な子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第１００条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年５月24日

株式会社不動テトラ　監査役会

常勤監査役	松　村　　雅　博	㊞
常勤監査役（社外監査役）	中　津　　伸　一	㊞
監　査　役（社外監査役）	植　村　　公　彦	㊞
監　査　役（社外監査役）	寺　澤　　　進	㊞

以　上

第２号議案についての補足説明

１．当社が監査等委員会設置会社へ移行する理由

当社は、以下（1）～（4）の内容を実現させることにより、コーポレートガバナンスの一層の強化を図り、さらなる当社グループの企業価値の向上を目指すことを目的として、監査等委員会設置会社へ移行することといたしました。

（1）複数の独立社外取締役（株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定する社外取締役をいう。以下、各議案の補足説明において同じ。）を含む監査等委員である取締役に取締役会における議決権を付与することによる取締役会の監督機能の強化
（2）取締役会の決定事項について、業務執行取締役への重要な業務執行の決定の一部を委任することによる迅速な意思決定の促進と取締役会における重要な経営事項の審議の一層の充実
（3）独立社外取締役の増員、監査等委員による役員人事、報酬に関する株主総会での意見陳述権を背景としたコーポレートガバナンスの透明性、実効性の向上
（4）監査等委員による監督、監査の一元化による効果的なコーポレートガバナンス体制の確立

２．監査等委員会設置会社への移行後における任意の委員会の設置等

当社は、監査等委員会設置会社への移行に伴い、役員人事・報酬の決定の透明性、客観性の向上を図る観点から、取締役候補者の指名、経営陣幹部の選任および取締役、経営陣幹部の報酬等に関する取締役会の諮問機関として「指名・報酬諮問委員会」（独立社外取締役全員と取締役社長で構成し、委員会の長は独立社外取締役とする。）を新たに設けるとともに、監査等委員会による監査の実効性を担保するため、内部監査部門の体制の強化を図ることとしております。

第３号議案および第４号議案に共通する補足説明

１．当社の取締役会の構成、規模についての考え方

当社の取締役会は、その職責に鑑み、様々な経験、専門性を有する多様な人材で構成され、取締役会全体としての知識、経験、能力のバランスが最適となるよう人選します。

取締役会は、機関設計、会社規模等を踏まえ、取締役会がその多様性、継続性を確保しつつ、その役割、責務を効果的に果たす観点から、適切な員数とします。

２．当社の取締役候補者の指名の方針、手続

当社は、取締役会の構成、規模の考え方を踏まえ、経営理念を実現するため、経営の基本方針等を決定し、取締役および執行役員の職務執行を監督するという取締役会の役割、職責に貢献できる人物を取締役候補者として指名します。

取締役候補者は、その理由を明らかにしたうえ、取締役会の決議により指名します。

なお、取締役候補者の指名案は、取締役社長が事前に社外取締役の意見、助言を得たうえ、作成します。

また、監査等委員会設置会社への移行後における取締役候補者の指名の手続につきましては、取締役会の諮問機関である「指名・報酬諮問委員会」を新たに設け、その答申を受け、取締役会の決議により指名することとします。

３．当社の社外取締役の独立性判断基準

当社は、社外取締役に期待される役割、職責に鑑み、その独立性を実質的に担保するため、取締役会の決定により、その独立性の判断の基準を定めており、この基準に抵触する者は独立性がないと判断することとしております。

当社が定める独立性の判断基準（概要）は次のとおりです。

（1）株式会社東京証券取引所が規定する独立役員の独立性基準
（2）当社の会計監査人、顧問弁護士等、当社と継続的な委託契約関係にあるコンサルタント、会計専門家および法律専門家である者（これらの者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者を含む。）
（3）当社の大株主の業務執行者（業務執行取締役、執行役、執行役員および使用人をいう。以下同じ。）、非業務執行者（非業務執行取締役、監査役および会計参与をいう。以下同じ。）
（4）当社からの多額の寄付先およびその業務執行者、非業務執行者
（5）当社と社外役員の相互就任関係にある先の業務執行者、非業務執行者
（6）上記に過去10年間において該当していた者
（7）過去、当社および子会社の業務執行者、非業務執行者であった者
（8）上記のいずれかに掲げる者の近親者（配偶者、二親等以内の親族）

第５号議案、第６号議案および第７号議案に共通する補足説明

１．監査等委員でない取締役の報酬決定の方針、手続

（１）報酬決定の方針

当社の監査等委員でない取締役（経営陣幹部である取締役会長、取締役社長および代表取締役を含む。）の報酬は、会社業績の反映と株主価値との連動性をより明確にする観点から、以下の①基本報酬（固定）、②業績連動型金銭報酬（賞与）、③業績連動型株式報酬により構成します。

① 取締役の基本報酬（固定）については、その役位、職務等を勘案し、相応な金額とします。

② 取締役の業績連動型金銭報酬（賞与）については、連結業績（営業利益、親会社株主に帰属する当期純利益等）の達成度等に応じて決定します。

③ 取締役の業績連動型株式報酬については、株式交付信託の仕組みを用い、連結業績（親会社株主に帰属する当期純利益、ＲＯＥ等）の達成度に応じて付与する株式交付ポイントに基づき、当社株式の交付および金銭の支給を行います。

業績連動型金銭報酬（賞与）および業績連動型株式報酬については、会社業績と中長期的な企業価値の向上に向けた取締役の貢献意欲を高めるため、報酬全体に占める割合を適切に設定します。

なお、当社の社外取締役の報酬は、その職務と独立性に照らし、基本報酬（固定）のみとします。

（２）報酬決定の手続

当社では、監査等委員でない取締役の報酬の決定にあたっては、その決定のプロセスの透明性と内容の客観性を確保する観点から、「指名・報酬諮問委員会」を新たに設け、審議のうえ、その答申に基づき、取締役会において具体的に決定します。

取締役の基本報酬（固定）および業績連動型金銭報酬（賞与）については、株主総会で決議された監査等委員でない取締役の報酬等の総額の範囲内とします。

２．監査等委員である取締役の報酬決定の方針、手続

（１）報酬決定の方針

当社の監査等委員である取締役の報酬は、その職務に照らし、独立性を重視する観点から、常勤・非常勤の区分に応じた基本報酬（固定）とします。

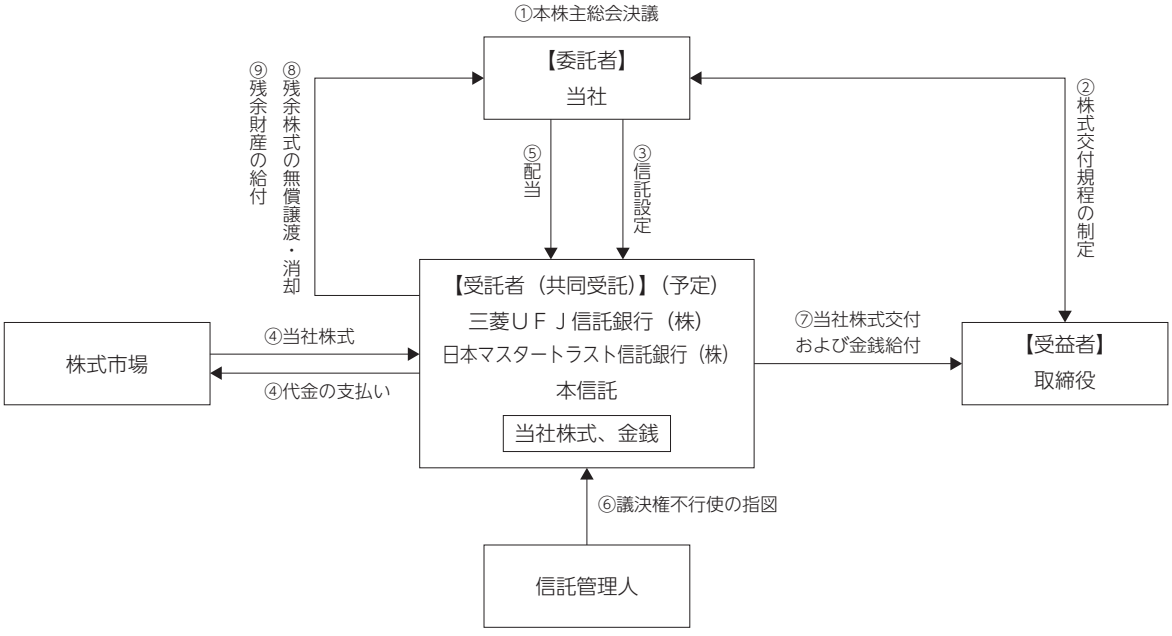
（２）報酬決定の手続

当社では、監査等委員である取締役の報酬の決定にあたっては、株主総会で決議された監査等委員である取締役の報酬等の総額の範囲内で、監査等委員会において協議し、その具体的な金額を決定します。

第７号議案についての補足説明

「業績連動型株式報酬制度の導入に関するお知らせ」（平成28年５月13日付プレスリリース）の抜粋

【本制度の概要】



（次ページに続く）

① 当社は本株主総会において本制度の導入に関する役員報酬の承認決議を得ます。
② 当社は本制度の導入に関して取締役会において役員報酬に係る株式交付規程を制定します。
③ 当社は①における本株主総会の承認決議の範囲内で金銭を信託し、受益者要件を満たす取締役を受益者とする信託（本信託）を設定します。
④ 本信託は、信託管理人の指図に従い、③で信託された金銭を原資として当社株式を株式市場から取得します。本信託が取得する株式数は、①の株主総会決議で承認を受けた範囲内とします。
⑤ 本信託内の当社株式に対する配当は、他の株式と同様に行われます。
⑥ 本信託内の当社株式については、信託期間を通じ、議決権を行使しないものとします。
⑦ 信託期間中、毎事業年度における業績等に応じて、取締役に対し一定のポイントが付与されます。受益者要件を満たす取締役は、取締役の退任時に累積したポイント数の一定割合に相当する株数の当社株式の交付を受け、残りのポイント数に相当する株数の当社株式については信託契約の定めに従い、信託内で換価（株式市場での売却）した上で換価処分金相当額の金銭を受領します。
⑧ 信託期間満了時に残余株式が生じた場合、信託契約の変更および追加信託を行うことにより本信託を継続利用するか、または、本信託から当社に当該残余株式を無償譲渡し、取締役会決議により消却を行う予定です。
⑨ 本信託の終了時に、受益者に分配された後の残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内で当社に帰属する予定です。また、信託費用準備金を超過する部分については、当社および取締役と利害関係のない団体への寄附を行う予定です。

以　上

※ 上記の各議案についての補足説明は、株主総会参考書類のご参考として記載するものであり、株主総会参考書類を構成するものではありません。
　また、補足説明に記載した方針、手続等については、必要に応じ見直すことがあります。

〈メ　モ　欄〉

〈メ　モ　欄〉

〈メ　モ　欄〉

株式会社不動テトラ第70期定時株主総会会場ご案内図



場　　所　東京都中央区日本橋茅場町一丁目５番８号
東京証券会館８階ホール
TEL (03)3667－9210

交通機関　地下鉄（東京メトロ）東西線・日比谷線
茅場町駅 出口８ 直結
（東京メトロ）東西線・銀座線
（都　　営）浅草線
日本橋駅 出口Ｄ２ 徒歩５分